

懲戒権の削除

2024 年 2 月

令和 4（2022）年 12 月 10 日に成立し、同月 16 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律 102 号。以下、改正法と言う）によって、嫡出推定・嫡出否認制度の見直し、認知無効に関する規定の改正、懲戒権の削除等が行われた。そのうち懲戒権に関する諸規定は、公布日である令和 4（2022）年 12 月 16 日から施行されている。

改正前の民法 822 条は、親権の効力の一つとして懲戒権について規定し、親権を行う者は民法 820 条の子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるとしていた。しかし、同条については、児童虐待の正当化に悪用されているとの批判がかねてより強く、削除の必要性が指摘されていた（『家族法』207 頁 - 208 頁）。

今回の改正法では懲戒権に関する規定を削除し、それに代わって、監護・教育において子の人格の尊重等を旨とする規定（新民法 821 条）を新設した。そこでは、親権を行う者は、前条（注：民法 820 条）の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と定められている。また、民法の改正に合わせて、児童福祉法における児童相談所長等による措置（児童福祉法 33 条の 2 第 2 項、同 47 条 3 項）や児童虐待の防止等に関する法律（14 条 1 項）についても、新民法 821 条に沿った規定に内容が改められた。

（常岡史子）